

富田林市物品調達及び業務委託に係る指名業者選定要領の運用基準

令和4年4月1日より運用開始する「富田林市物品調達及び業務委託に係る指名業者選定要領」（以下「要領」と言う。）の運用基準について、下記のとおり定める。

1. 「不誠実な行為」について

要領第3条（2）の「不誠実な行為」とは、原則として下記に該当するものとする。

- ・市が発注する物品調達及び業務委託に関して、落札決定後の契約辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

（附則）

この運用基準は、令和4年4月1日から適用する。